

転移性肝がん国際診療ガイドライン作成委員会内規

(名称)

第1条 この委員会は、日本肝胆膵外科学会転移性肝がん国際診療ガイドライン作成委員会（以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、日本肝胆膵外科学会（以下「本会」）定款第25条及び定款細則第1号第8条に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、転移性肝がん国際診療ガイドラインの作成を目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 転移性肝がん国際診療ガイドラインの作成・出版（国際版、邦文版）
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な業務

(構成等)

第5条 委員会は、委員長(担当理事)、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長(担当理事)は、委員会を代表し、国際診療ガイドラインの作成と出版を総括する。
- 3 副委員長は、この国際診療ガイドラインの概要、推進、委員の指導を行い、委員長(担当理事)補佐し、委員長(担当理事)に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、委員長(担当理事)、副委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。
- 6 委員長(担当理事)は、委員会の審議に必要と認めるものをオブザーバーとして参加させることができる。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長(担当理事)が招集する。

- 2 委員会の議長は委員長(担当理事)とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。

ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(議決等)

第8条 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 委員が、委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

(倫理規範)

第9条 委員会の業務全般については、本会の定めた倫理規範に従う。

(秘密保持)

第10条 委員は、委員会を通じて知り得た情報の秘密を保持しなければならない。

- 2 委員及び関係者は、委員会を通じて知り得た情報を利用し、又は他人に漏えいしてはならない。

(内規の変更)

第11条 この内規は、本会規約委員会との協議及び委員会の議決を経て、理事会の承認を受け、変更することができる。

(附則)

この内規は、2018年6月7日から施行する。

この内規は、2019年4月19日から一部改正の上、施行する。

この内規は、2020年7月6日から一部改正の上、施行する